

南アルプス市の給与・定員管理等について

令和4年度版

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

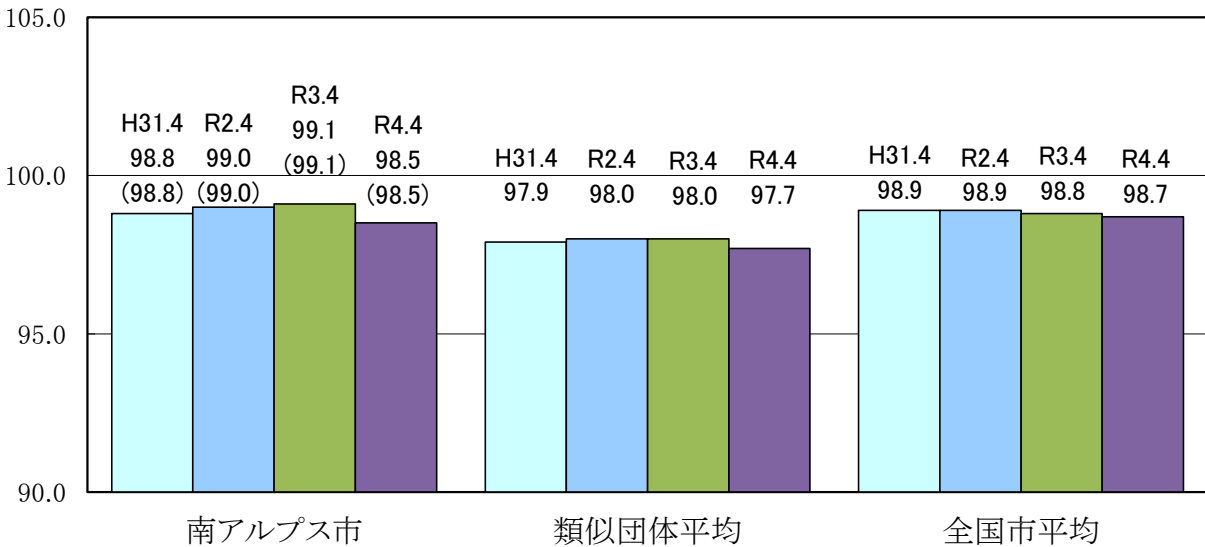
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
令和3	71,482	34,362,222	2,383,163	6,010,479	17.5	15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3	551	2,045,728	459,037	824,916	3,329,681	6,043	5,938

- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.30

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 A	公務員の 支給月額 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。高齢層については、最大4.04%引下げを実施。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準3%に対し、南アルプス市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1日 時点	遡及 改定後							
国基準による 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
南アルプス市 支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	42.3 歳	322,721 円	386,544 円	322,721 円
山梨県	42.9 歳	328,475 円	415,326 円	364,486 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	42.7 歳	316,789 円	375,800 円	343,390 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
南アルプス市	43.2 歳	8 人	258,100 円	275,804 円	267,131 円	—	—	—	—
うち学校給食員	54.0 歳	2 人	297,150 円	332,302 円	311,215 円	調理士	46.8 歳	260,300 円	1.28
山梨県	54.6 歳	78 人	348,336 円	390,805 円	370,064 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	— 円	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	21 人	315,091 円	338,909 円	327,577 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南アルプス市	—	—	—
うち学校給食員	5,389,095 円	3,472,600 円	1.55

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30年～令和2年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
南アルプス市	38.7 歳	317,932 円	409,101 円	373,633 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	38.9 歳	299,696 円	372,103 円	328,184 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (4年4月1日現在)

区 分		南アルプス市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	158,580 円	—
	中学卒	—	140,949 円	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
消防職	大学卒	207,000 円	—	—
	高校卒	169,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (4年4月1日現在)

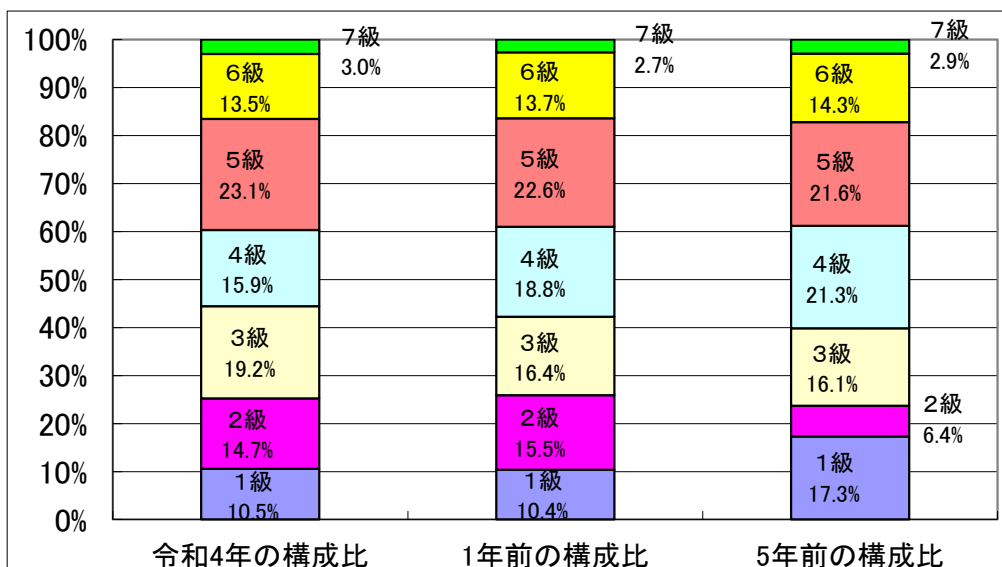
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,629 円	357,664 円	380,088 円	403,375 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	387,675 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3. 一般行政職の級別職員数の状況

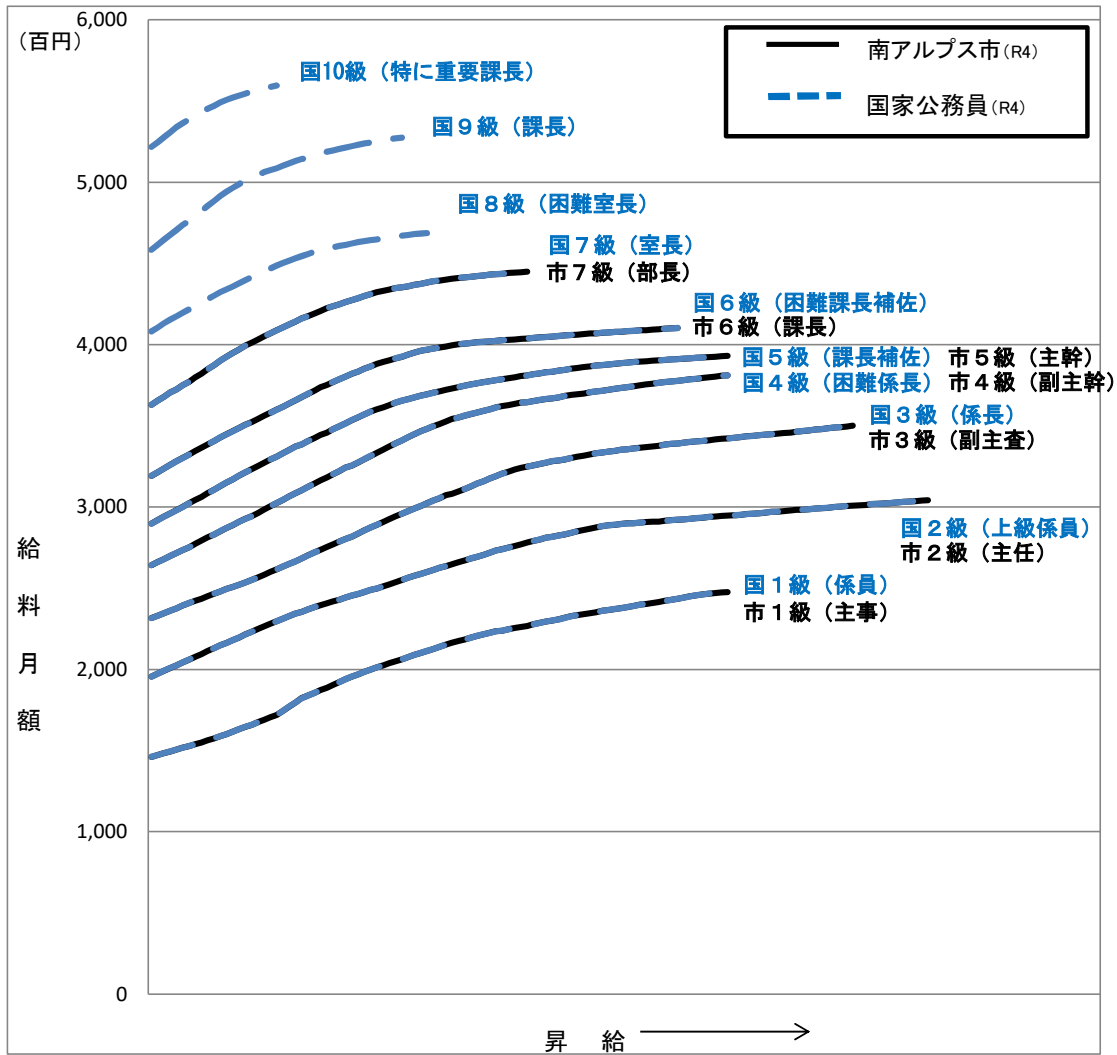
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (4年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7 級	部長	10 人	3.0 %	362,900 円	444,900 円
6 級	参事、課長	45 人	13.5 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐、主幹	77 人	23.1 %	289,700 円	393,000 円
4 級	副主幹	53 人	15.9 %	264,200 円	381,000 円
3 級	主査、副主査	64 人	19.2 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任	49 人	14.7 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事、技師	35 人	10.5 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 南アルプス市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の活用状況（南アルプス市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南アルプス市		山梨県		国	
1人当たり平均支給額(3年度) 1,518 千円		1人当たり平均支給額(3年度) 1,620 千円		—	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 措置なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整

○勤勉手当への勤務成績の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(4年4月1日現在)

南アルプス市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%)	
1人当たり平均支給額	11,712 千円	22,051 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)		69,687 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		118,717 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内	3 %	587 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)		3,781 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		43,460 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)		14.8 %		
手当の種類(手当数)		条例手当数	6 (うち3年度支給手当数 4)	
手当の名称	主な支給職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	消防署職員	救急業務に従事した消防職員	2,268 千円	消防職員:200円 救急救命士:250円
夜間特殊業務手当	消防署職員	消防職員で交代制勤務を正規の勤務としている者が、深夜に通信業務に従事したとき	1,290 千円	深夜の勤務時間が5時間超:250円 2時間～5時間:170円 2時間未満:140円
火災出動手当	消防署職員	火災出動に従事した職員	80 千円	ポンプ車隊員等:200円 はしご車隊員等:400円
滞納整理手当	収税対策課職員	市税等の滞納整理に関する事務又は補助事務に従事した職員	143 千円	差押300円/件、引上げ500円/件、 公売300円/件
防疫等作業手当	防疫等従事職員	感染症の患者等の救護、その物件の処理、病原体の検査、死体の処理に従事した職員	0 千円	従事した1日あたり:500円 (死体解剖は1時間)
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の保護及び病院等への収容又は死体処理等に従事した職員	0 千円	1回:1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	173,634 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	336 千円
支給実績(2年度決算)	129,930 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	268 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績(令和3年度)と同じ年度の4月1日現在一般職の職員数であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①扶養親族たる配偶者 6,500円/月 ②扶養親族たる子 10,000円/月 ③扶養親族たる父母等 6,500円/月 満15歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		62,393 千円	248,580 円
住居手当	・借家・借間に居住し、16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃額に応じて最高28,000円まで	同じ		27,618 千円	265,559 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ②交通用具使用者 ・通勤距離2km～20kmのとき距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20kmを超えるとき1kmにつき580円を加算 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	①同じ ②異なる ③同じ	②交通用具使用者の距離区分と手当額	28,144 千円	55,952 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務時間に1時間当たりの給与額の135/100を乗じた額	同じ		28,176 千円	396,842 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 4,400円/回	同じ		1,624 千円	5,657 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 5,000円～9,000円/回支給	異なる	職及び支給額	980 千円	65,317 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあっては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		6,951 千円	97,908 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 49,600円～80,200円を支給	異なる	職及び支給額	59,044 千円	738,050 円

5. 特別職の報酬等の状況（平成4年4月1日）

区 分		給料月額等	
給料	市長	560,000 円 (800,000)円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 560,000 円
	副市長	640,000 円	802,000 円 / 585,000 円
	教育長	578,000 円	— —
報酬	議長	400,000 円	535,000 円 / 347,900 円
	副議長	360,000 円	475,000 円 / 285,100 円
	議員	350,000 円	432,000 円 / 268,200 円
期末手当	市長、副市長 教育長	(3年度支給割合) 4.20 月分	
	正副議長、議員	(3年度支給割合) 3.20 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期目の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.42	11,289,600 任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×0.25	7,680,000 任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×0.20	4,161,600 任期毎
	備考		

- (注) (1) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
(2) 退職手当の「1期目の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

平成4年度版

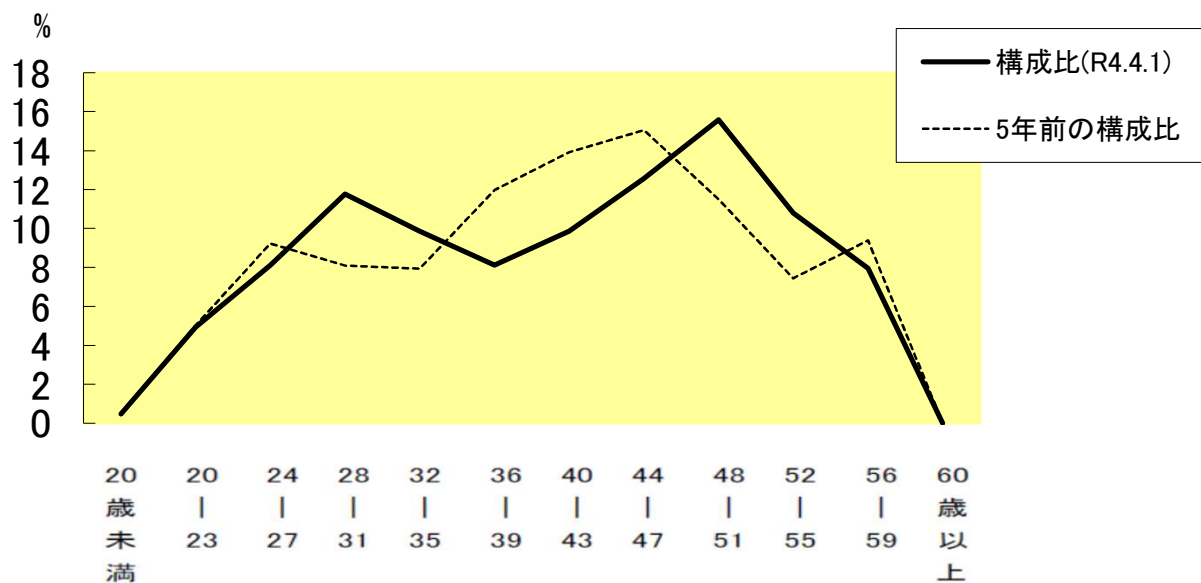
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年度	令和4年度		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	117	118	1	業務増
	税務	33	32	△ 1	事務の統廃合縮小
	労働	0	0	0	
	農水	25	24	△ 1	事務の統廃合縮小
	商工	17	18	1	業務増
	土木	32	31	△ 1	事務の統廃合縮小
	民生	137	144	7	業務増
	衛生	34	36	2	業務増
	計	399	407	8	(参考) 人口1万人当たり職員数 57.01人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.14人)
	教育部門	62	64	2	業務増
	消防部門	90	92	2	業務増
	小 計	551	563	12	(参考) 人口1万人当たり職員数 78.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.30人)
公営企業会計等部門	病院				
	水道	26	25	△ 1	事務の統廃合縮小
	交通	0	0	0	
	下水道	12	11	△ 1	事務の統廃合縮小
	その他	31	30	△ 1	事務の統廃合縮小
	小 計	69	66	△ 3	
合 計		620	629	9	(参考) 人口1万人当たり職員数(R4) 88.10人
		[666]	[666]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は条例定数の合計であり、平成28年3月に改正しました。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	3人	31人	51人	74人	62人	51人	62人	79人	98人	68人	50人	0人	629人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	29年	30年	1年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		389	387	393	394	399	407	18	4.6%
教育		66	63	60	63	62	64	△2	-3.0%
消防		89	90	90	92	90	92	3	3.4%
普通会計計		544	540	543	549	551	563	19	3.5%
公営企業等会計計		74	74	75	75	69	66	△8	-10.8%
総合計		618	614	618	624	620	629	11	1.8%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道、下水道事業、交通事業

平成4年度版

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費人件費率
年度	千円	千円	千円	%	%
令和3	2,733,319	88,888	172,590	6.3	7.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費59,221千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費	(参考)市町村(政令 指定都市を除く) 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3	39	156,865	32,894	64,268	254,027	6,514	水道事業6,028 下水道事業5,920

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(4年4月1日現在)

○水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	44.9 歳	368,993 円	557,413 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

○下水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
南アルプス市公営企業職員	42.5 歳	331,389 円	513,124 円
団体平均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南アルプス市公営企業職員		南アルプス市一般行政職	
1人当たり平均支給額(3年度) 1,648 千円		1人当たり平均支給額(3年度) 1,518 千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分
(1.35) 月分	(0.9) 月分	(1.35) 月分	(0.9) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	
・管理職加算 措置なし		・管理職加算 措置なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（4年4月1日現在）

南アルプス市公営企業職員			南アルプス市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 50～59歳(2%～20%)		
1人当たり平均支給額	-	千円 - 千円	1人当たり平均支給額	11,712 千円	22,051 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。（- は対象者複数に満たない場合）

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績(3年度決算)		5,000 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		128,217 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内	3 %	39 人	3 %

エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績(3年度決算)		22 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		1,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)		30.8 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度決算)	左記職員に対する支給単価
宿日直出勤手当	上下水道局の宿日直者	上下水道局の宿日直業務中に、給排水管の破裂などにより、現場へ出勤した場合	22 千円	出勤1回につき、1,100円
冬季特別手当	上下水道局職員	上下水道局職員に対し、12月から翌年2月までの3ヶ月間支給	0 千円	8,000円/月

オ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	10,941 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	332 千円
支給実績(2年度決算)	9,623 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	283 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績（3年度決算）と同じ年度の4月1日現在の一般職の職員数であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ①扶養親族たる配偶者 6,500円/月 ②扶養親族たる子 10,000円/月 ③扶養親族たる父母等 6,500円/月 満15歳年度初めから満22歳年度末までの間に ある子1人につき 5,000円加算	同じ		5,234 千円	227,565 円
住居手当	・借家・借間に居住し、16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・家賃額に応じて最高28,000円まで	同じ		2,078 千円	296,886 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通機関等利用者 5ヶ月定期券等の額を一括支給(ただし、月額換算55,000円を限度) ②交通用具使用者 ・4輪車使用者 通勤距離2km～20kmのとき 距離に応じて3,000円～11,800円を支給、20km を超えるとき 1kmにつき580円を加算 ・2輪車等使用者 通勤距離に応じて2,000円～ 24,500円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	同じ		1,830 千円	50,842 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 支給額4,400円/回	同じ		1,082 千円	29,254 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 5,000円～9,000円/回支給	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(消防職員にあつては、睡眠時間中に割り振られて勤務する職員)に支給 勤務した時間に対し、1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じ 49,600円～80,200円を支給	同じ		4,584 千円	764,000 円